

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院における テレビ・冷蔵庫及びコインランドリーの設置・運営者の公募の公示

令和6年9月1日からの当病院内における患者、付添者(以下「患者等」という。)のためのテレビ・冷蔵庫及びコインランドリーの設置・運営者(以下「運営者」という。)を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び売上に対する管理手数料にかかる見積書(封書で封印。以下「見積書」という。)を提出願います。

令和6年6月27日

独立行政法人地域医療機能推進機構
大阪みなと中央病院 院長 辻 晋吾

1. 事業概要

(1)事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院におけるテレビ・冷蔵庫及びコインランドリーの設置・運営事業

(2)運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のためのテレビ・冷蔵庫及びコインランドリー運営の全般を実施する。

(3)貸付(運営)期間

令和6年9月1日 ~ 令和14年8月31日(8年間)

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了する。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1)企画書及び見積書の提出者に要求される資格

・次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① テレビ・冷蔵庫及びコインランドリーについて、良好な運営実績が15年以上あること。
- ② 一般病床250床以上の病院においてテレビカード等運營業務の受託実績を有すること。
- ③ 近畿圏に本社もしくは営業所を有すること。
- ④ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ⑤ 令和4・5・6年度全省庁統一資格の一般競争参加資格において「役務の提供等」で「A」または「B」、「C」に格付けされ、近畿地区の競争参加資格を有する者。

- ⑥ 設置機器においては仕様の均一化を図るため全て新品とする。ただし令和6年9月1日の契約開始に間に合わない場合は、代替機等を準備できることを条件とする。(代替機等の仕様や運用については、事前に病院側の許可を得ること。)

・次に掲げる事項に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 当院又はその他の者との契約関係において、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ア 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不利の利益を得るために連合した者
 - ウ 第一交渉権者の契約締結又は契約者の契約履行を妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - カ 暴力団等反社会勢力が経営等に関与している者
 - キ 上記各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、下請負人、支配人その他の使用人として使用した者

(2)企画書及び見積書の評価項目 ※詳細はプロポーザル審査要領による

- ①企画書の提出者の能力
企業概要及び同種又は類似業務の運営実績
- ②企業体制及びスタッフへの教育体制
スタッフ数、スタッフの待遇マナーや業務研修などの教育体制
- ③設置機器等
設置機器の性能・信頼性
- ④運営方針等
運営方針・運営方法の妥当性、業務体制、メンテナンス体制等
- ⑤ワークライフバランス等の推進への取り組み
- ⑥売上に対する管理手数料の見積の妥当性

(3)選定方法等

- ① 契約審査委員会等において、見積もり提示額と併せて企画提案内容を採点表にて評価し、最も得点の高い業者を交渉権者として決定する。
- ② 選定された業者は、現在請負契約を締結している業者から速やかに業務を引き継ぎ、令和6年9月1日から業務が円滑に実施できるようにしなければならない。
尚、これに要する費用が発生した場合は、双方で協議し選定された業者の負担とする。

3. 手続等

(1)担当課・係

〒552-0003 大阪府大阪市港区磯路 1-7-1

独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院 6階事務部 経理課

電話 06-6572-5721 E-mail keiri2@minato.jcho.go.jp

(2)説明書等の交付期間等

①交付期間

令和6年6月28日(金)から令和6年7月11日(木)まで
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

③交付手続

公示に添付してある、「機密保持に関する誓約書」を提出すること。

(3)仕様書等に対する質問及び回答

①提出期限

令和6年7月4日(木)15時00分

②提出場所及び方法

(1)の担当課へ電子メールにより提出すること。(電話・口頭等の個別対応は不可)
様式は任意とする。

③回答

令和6年7月5日(金)までに、電子メールにて回答する。

(4)参加希望者の応募期限、提出書類等

①応募期限

令和6年7月12日(金)15時00分

②提出書類 (様式等は説明書と合わせて交付する)

- ・様式1 応募申込書
- ・様式2 会社(企業)の概要
- ・統一参加資格審査結果通知書の写し
- ・反社会的勢力排除に関する誓約書
- ・保険料納付に係る申立書

(5)企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和6年7月12日(金)15時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参)

4. その他

(1)虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2)契約書作成の要否 …… 要(定期建物賃貸借契約による予定)

(3)企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施

(4)関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3.(1)」に同じ

(5)詳細は、説明書による

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構

大阪みなと中央病院

院長 辻 晋吾 殿

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名)
(代表者名)

印

電話番号 : () -

E-mail : _____

_____ (以下「当社」という。)は、「テレビ・冷蔵庫及びコインランドリーの設置・運営者の公募」(以下「本件目的」という。)を行うにあたり、機構から当社に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。
2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。